

小樽市社会福祉法人指導監査実施要綱

第1 指導監査の目的

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

第2 指導監査の対象

指導監査の対象は、主たる事務所が小樽市（以下「市」という。）の区域内にあり、その行う事業が市の区域を越えない法人とする。

第3 指導監査のガイドライン

指導監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）に基づき実施する。

第4 指導監査の実施通知

指導監査の実施に当たっては、対象となる法人に対し、指導監査の根拠規程、指導監査の日時及び場所、監査担当者及び準備すべき書類等について文書により通知する。

なお、一般監査においては原則として3週間前までに文書により通知する。

第5 指導監査の実施

- 1 指導監査に当たっては、法人から提出される「社会福祉法人現況報告書」や前回の監査時に提出された「社会福祉法人運営調書」（以下「調書」という。）の内容を審査し、個別重点項目を定めて実施する。

なお、前回実施した指導監査の指摘事項についても個別重点項目とすること。

- 2 指導監査の通知時には、市が厚生労働省及び北海道からの通知等に基づき、その様式を定めた調書を併せて送付し、より適切な法人運営等を図る観点から自主点検等を実施させ、原則として指導監査実施日の7日前までに提出させるものとする。
- 3 指導監査の際は、法人役職員等からの聴取及び関係書類等で確認し、調書に基づく各項目について実施する。
- 4 指導監査は原則として2名以上で実施する。
- 5 指導監査において、北海道と市が連携して指導監査を実施する必要があると認められる場合には、事前に協議の上、指導監査を実施する。

6 指導監査の具体的な実施方法については、別に定める。

第6 指導監査後の措置

- 1 指導監査結果については、改善を要すると認められた事項についての講評及び指摘を行うものとし、後日、「文書指摘」及び「口頭指摘」を明示し、文書によって指摘内容の通知を行うものとする。
- 2 文書指摘事項については、文書の施行後2か月以内に指摘事項に対する改善方法について文書により報告を求めるものとする。
- 3 文書指摘とした事項に対する改善方法の報告について、必要があると認められる場合には、改善状況の確認のための指導を実施すること。
- 4 改善命令など行政処分を行った場合については、当該不祥事の当事者、法人の責任者、施設管理者等の社会的責任を明確にするため、関係者の氏名及び事案の概要を公表するものとする。

附 則

この要綱は平成30年3月29日より施行する。